

## 協 定 書

下記の開発事業は、八尾市開発指導要綱（以下「要綱」という。）に基づき、開発事業の円滑な遂行を図るため、八尾市（以下「甲」という。）と開発事業者（以下「乙」という。）との間に基本的事項につき協力を確認し、次のとおり協定する。

### 記

|                        |                |
|------------------------|----------------|
| 開発区域に含まれる<br>地 域 の 名 称 | 八尾市            |
| 開 発 区 域 の 面 積          | m <sup>2</sup> |

第1条 乙が開発事業を施行する場合は、開発事業に係る関係法令及び八尾市開発指導要綱施行基準（以下「施行基準」という。）を遵守し、かつ、甲の指導及び助言により行うものとする。

第2条 乙は、開発事業により設置された公共施設（帰属物件）は工事完了届の提出前に、速やかに分筆（所有権以外の権利の登記がある物件についてはその抹消等）を行い、登記に必要な一切の書類を甲に提出し、甲が登記の手続きを行うものとする。

第3条 造成工事等により派生する交通支障、各種公害及び造成に伴う地元対策等については、適宜所要の手続きを行い万全の対策をとるものとする。なお、万一被害等が発生したときは、乙の責任において適切なる措置を講じるものとする。

第4条 本協定書に定めのない事項については、その都度甲・乙協議のうえ定める。

年 月 日

(甲) 八尾市本町一丁目1番1号

八 尾 市  
代表者市長

印



(乙)

印